平成２９年（フ）第１１５号
神奈川県秦野市下大槻245番地の11、前住所神奈川県伊勢原市串橋281番地の１
破産者　佐藤　精一
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５２３号
神奈川県小田原市上新田28番地、住民票上の住所神奈川県小田原市南鴨宮２丁目13番４－303号　ヴィラ・レアーレ　（前住所）神奈川県小田原市南鴨宮１丁目13番８－407号　サンデュエル南鴨宮テゾーロ
破産者　佐藤　信夫
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８２号
神奈川県厚木市飯山4396番地２、前住所神奈川県川崎市宮前区小台１丁目15番地４　ラビュート鷺沼　101
破産者　芦原　千陽
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９号
新潟県村上市四日市789番地８
破産者　本間　珠美
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２７号
山梨県上野原市鶴島2319番地５
破産者　原　　啓之
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
山梨県上野原市鶴島2319番地５
破産者　原　　美香
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
静岡県藤枝市岡部町三輪1372番地の14
破産者　イシザワ　トロ　カルロス　ガブリエル　セイジ（通称石沢セイジ）
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０２号
静岡市清水区由比415番地の13
破産者　田邊　久男
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５５号
名古屋市緑区鳴子町１丁目53番地　アーバンラフレ鳴子４棟608号
破産者　有賀　豊美
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１１号
名古屋市南区戸部町１丁目29番地　戸部グランドハイツ206号
破産者　鈴木　敬惠
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０４３号
名古屋市南区鳴浜町７丁目１番地　第２森市ビル　401号
破産者　柳瀬美恵子
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０７７号
愛知県小牧市小牧１丁目252番地　サンシャイン酒井304号、従前の住所名古屋市天白区鴻の巣２丁目1013番地の１　セゾン浅井　B棟201号
破産者　ＥＴＯＩＬＥこと　西谷　星良
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０４号
神戸市中央区東雲通１丁目４番25号　サンコート春日野道Ⅱ403号
破産者　吉井友希夫
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４８号
神戸市中央区浜辺通６丁目１番１－1210号、開始決定時の住所神戸市中央区東川崎町１丁目５番１－1512号
破産者　荒田　　淳
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８４号
岡山市北区大窪770番地20、旧住所岡山市北区大窪770番地92
破産者　坪井　武志
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９０号
岡山市南区築港栄町17番５号　小野方、旧住所鳥取県米子市道笑町４丁目102番地４
破産者　関内　佳子
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１２号
長崎県諫早市高来町里３番地13　下里住宅６棟12号、旧住所長崎県諫早市高来町東平原332番地、長崎県諫早市高来町黒崎185番地
破産者　増山　博勝
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
長崎県諫早市高来町里３番地13　下里住宅６棟12号、旧住所長崎県諫早市高来町東平原332番地、長崎県諫早市八天町17番33―201号　ＪＵＮ　ＭＩＹＡＺＡＫＩ
破産者　増山　二希（開始決定時の姓酒井）
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係